

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年9月9日

今治市監査委員 木原盛展  
同 羽藤謙司

監査対象機関	監査結果報告書の日付
選挙管理委員会事務局	令和3年8月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 週休日の振替が未取得となっているもの、時間外勤務手当及び賃金の入力、並びに報償金の算定誤りが見受けられた。入力等は、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。</p> <p>2 委託料の事務について、以下のような事例が見受けられたので、契約課発出文書等に沿って適正に事務処理されたい。</p> <p>① 見積執行一覧表を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、見積採用結果の公表がなされていなかったもの</p> <p>② 委託業務実施報告書兼検査調書を省略したもので、給付完了届の提出がなされていなかったもの</p> <p>③ 歩切りによる予定価格の切り下げがなされていたもの</p>	

(措置の内容)

- 1 選挙後もしばらくは繁忙期が続きますが、週休日の振替の取得状況を随時確認し、業務スケジュール調整等に努め休暇取得を行います。

時間外勤務手当等の入力等については、複数の目で確認するとともに、繁忙期を過ぎた時点で再度チェックを行い、人事課発出文書に沿った適正な事務処理を徹底いたします。

- 2
  - ① 契約課発出文書に沿って「見積執行一覧表」を作成しました。
  - ② 契約規則に基づき、委託業務実施報告書兼検査調書を省略した場合は給付完了届を徴取いたします。
  - ③ 契約規則に基づき、適正に予定価格を定めます。